

東広島市立川上小学校 いじめ防止基本方針

～すべての児童が生き生きと安心安全な学校生活を送れるように～

令和8年4月

◆はじめに◆

全ての教職員はいじめの問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと生徒指導体制を確立し、組織的にいじめの問題に取り組まなければならない。このため本校では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方、いじめが起きた場合の対応の在り方を示し、いじめの問題に学校全体で取り組むために、「いじめ防止基本方針」を策定する。

I いじめの問題に関わる基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第二条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほか児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場合は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行うものとする。

2 いじめの基本認識

教職員が「いじめ」問題に取り組むに当たっては、いじめはどのような特性があるかを十分に認識し、未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが認知された場合の早期対応に的確に取り組むことが必要である。以下の①～⑥は、教職員がもつべきいじめの基本認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II 実施体制（いじめ防止等に係る校内委員会）

- 1 いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織（「いじめ防止等に係る校内委員会」）を設置する。委員は、校長が指名し、生徒指導主事を長とし、教職員等で構成する。

（校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、心のサポーター、校長が指名する教職員）

- 2 「いじめ防止等に係る校内委員会」を、校務運営組織に位置付ける。

III いじめ防止に係る取組

1 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの児童にも学校にも起こり得る」という認識を教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

① 実態把握

- ・教職員は、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量るよう努め、実態把握を的確にする。
- ・児童及び保護者によるいじめアンケートの結果について、教職員間や学校間で情報共有を行う。

② いじめ防止に係る児童への指導

- ・いじめ防止年間計画に基づき、計画的・継続的に指導する。
- ・いじめの内容、いじめによる影響、いじめの構造を正しく理解させる。
- ・体験活動を通して人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。
- ・他者とのコミュニケーション能力を育成する。
- ・いじめの事実を他の人に伝えたり相談したりすることは適切な行動であるとの理解を図る。
- ・学習活動や学級活動、学年・学校行事を通して自己有用感を高める。

③ 道徳教育の充実

④ 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

⑤ 保護者や地域への啓発・広報

2 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員は児童との信頼関係の構築に努める。また、いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、顕在化しにくいことを認識し、教職員は日々の観察において、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないようにする。そして、教育相談や年に3回実施する「いじめアンケート」、それに基づく個別面談等を通して早期発見に努める。全ての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

3 早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切に対応をする。いじめられている児童を守ることを最優先に迅速な指導を行い、解決に向け一人で抱え込まず、「いじめ防止等に係る校内委員会」を中心に学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に観察し、継続して指導する。

IV 重大事態への対応

1 「重大事態」の定義

「重大事態」を、いじめ防止対策推進法第二十八条に基づき、次のとおり定義する。

- ・いじめにより、本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより、本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 「重大事態」への取組

「重大事態」が発生した場合には、速やかに市教育委員会と連携を図り、調査組織(プロジェクトチーム等)を設置する。調査組織は、「いじめ防止等に係る校内委員会」と連携を図り、児童等に対する質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

いじめ・問題行動等の対応マニュアル

事案発生・確認

報告・連絡・相談確認(管理職・関係職員)

一次対応(初期対応)は発生・確認した当日行う。

関係機関連携

市教委・PTA 会長
警察・病院等

事実確認

- ・組織で対応
(担任, 担当者, 管理職によるプロジェクト)

対応の検討

- ・プロジェクトチームによる対応
(指導とケア) 検討

報告・連絡・相談確認

- ・報告→管理職
関係職員
- ・常時報連相確認を
続ける

一次対応(初期対応)

被害者・加害者への対応(指導とケア)

- ・謝罪・反省・ケア
- ・事実に基づく納得性のある指導

保護者連携(信頼される対応)

- ・スピーディに
- ・事実を正確に
- ・言葉遣いに気を付ける
- ・学校として謝罪すべきときは誠意を
もって

一次対応の検証

- ・全職員情報共有化
- ・対応の状況確認

二次対応

☆危機管理のさ・し・す・せ・そ
(最悪を想定して、慎重に、素早く、誠意を
もって、組織的に対応する。)

☆ほうれんそう(報告・連絡・相談)

☆ヒヤリハット(1:29:300の法則)
〔1つの重大な事故には、29の軽微な事
故、300の自己未遂(ヒヤリハット)があ
る。〕

全体指導

- ・学級や学年、登校班など
(個への配慮のもと)

継続指導

- ・観察、ケアの継続

保護者連携(信頼される対応)

- ・該当児童の様子
- ・以後の指導の様子
- ・今後の指導について

2次対応の検証

- ・全職員情報共有化
- ・対応の状況確認
- ・定期的な報連相確認

日常の未然防止(学級づくり、授業づくり、居場所づくり、実態把握と対応)